12.に定める日本地質学会研究奨励賞に関する規定は，2022年7月1日から施行する．施行前の選考は，なお従前の例による．
・2021年4月3日，一部改正
・2022年4月9日，一部改正
・2022年12月10日，一部改正

一般社団法人日本地質学会各賞選考委員会規則

（目的）
1．一般社団法人日本地質学会（以下地質学会という）各賞選考規則第2 項に基づき，本規則を定める．

（委員の構成および選出）
2．各賞選考委員会（以下選考委員会という）は，理事会が推薦する10名の委員と前・現地質学雑誌編集委員長および前・現副委員長，Island Arc前・現編集委員長で構成する．
　1）理事会推薦委員の10 名は，専門を考慮して理事の互選により選出し，委員長はこの委員間の互選とする．
　2）理事会推薦委員の任期は2年とする．

（選考検討委員会等の設置）
3．選考委員会は，日本地質学会賞，日本地質学会功績賞，日本地質学会都城秋穂賞，日本地質学会H. E.ナウマン賞，日本地質学会小澤儀明賞・柵山雅則賞ならびにIsland Arc Awardの選考に関しては，選考委員会のもとに随時，選考検討委員会を設置して諮問することができる．
4．日本地質学会賞，日本地質学会功績賞，日本地質学会都城秋穂賞，日本地質学会H. E. ナウマン賞ならびに日本地質学会小澤儀明賞・柵山雅則賞の選考を行う選考検討委員会は，前・現地質学会長，および過去の日本地質学会賞受賞者から専門を考慮して執行理事会が推薦する8名程度の委員で構成し，必要に応じて執行理事会が推薦する若干名の委員を追加することができる．委員長は委員間の互選とする．
5．日本地質学会Island Arc Award の選考検討委員会は，現Island Arc編集委員長とEditorial Advisory Boardのメンバー若干名によって構成し，委員長は委員間の互選とする．
6．選考委員会は，学生優秀発表賞，ジュニアセッション優秀賞・奨励賞の選考に関して，随時，選考委員を任命し，その意見を選考の参考にすることができる．

（利益相反）
7．選考委員会委員ならびに選考検討委員会委員が受賞候補対象者となった場合，または委員と候補者の関係が深い（親族，共同研究者，研究指導者など）と判断される場合は，地質学会利益相反防止規則に基づいて，該当する賞の選考には一切関与しないこととする．これによって減数した委員の補充は行わない．

附則
・本規則の変更は理事会の議決による．
・本規則は，2009年9月3日から施行する．
・2011年4月2日，一部改正．
・2020年9月12日，一部改正．
・2021年4月3日，一部改正．
・2022年4月9日．一部改正
・2022年12月10日．一部改正